



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名	株式会社村田製作所
代表者名	代表取締役社長 村田 恒夫 (コード:6981、東証第1部)
問合せ先	総務部長 山本 純一 (TEL. 075-955-6502)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 80 回定時株主総会において付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 28 年 2 月 29 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 80 回定時株主総会の承認を条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、次の変更を行います。
  - ① 会社の機関に関する規定の変更、取締役及び取締役会に関する規定の変更、監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行います。
  - ② 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設いたします。
- (2) 事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加いたします。
- (3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことに伴い、社外取締役に限らず、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の対象の変更を行います。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ています。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	(予定)	平成 28 年 6 月 29 日 (水)
定款変更の効力発生日	(予定)	平成 28 年 6 月 29 日 (水)

以 上

## 新旧対照表

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 窯業および化学製品の製造ならびに売買</p> <p>2. 電子および電気機器、同部品および同材料の製造ならびに売買 (新設)</p> <p><u>3. その他の機械、同部品および同材料の製造ならびに売買</u></p> <p><u>4. ～16.</u> (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会のほか、次の機関をおく。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 ①取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 窯業および化学製品の製造ならびに売買</p> <p>2. 電子および電気機器、同部品および同材料の製造ならびに売買</p> <p><u>3. 医療機器の製造販売、製造および販売</u></p> <p><u>4. その他の機械、同部品および同材料の製造ならびに売買</u></p> <p><u>5. ～17.</u> (現行どおり、号数を繰り下げる。)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および<u>取締役</u>のほか、次の機関をおく。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の<u>監査等委員でない取締役</u>は15名以内、<u>監査等委員である取締役</u>は5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 ①取締役は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 ①<u>監査等委員でない取締役</u>の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>監査等委員である取締役</u>の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役のなかから取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定する。 なお、必要があれば取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 ①取締役社長は、代表取締役とする。 ②前項のほか、取締役会の決議によって、<u>前条の役付取締役</u>のなかから、5 名以内の代表取締役を選定することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(招集手続)</p> <p>第 25 条 ①取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、招集期間を短縮することができる。 ②取締役会は、取締役全員および<u>監査役全員</u>の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p><u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、<u>監査等委員でない</u>取締役のなかから取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定する。 なお、必要があれば取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 ①取締役社長は、代表取締役とする。 ②前項のほか、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役のなかから、5 名以内の代表取締役を選定することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(招集手続)</p> <p>第 25 条 ①取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、招集期間を短縮することができる。 ②取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 ①取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。 ② (条文省略)</p>	<p><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 ①取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> ② (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(員数)</u> 第 30 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u> 第 31 条 ①<u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ②<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u> 第 32 条 ①<u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ②<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第 31 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(招集手続)</u> 第 32 条 ①<u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、招集期間を短縮することができる。</u> ②<u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規定)</u> 第 33 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第 33 条 <u>監査役会は、監査役のなかから常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(招集手続)</u> 第 34 条 <u>①監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、招集期間を短縮することができる。</u> <u>②監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規定)</u> 第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第 36 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第 37 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 6 章 計算  第 38 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計算  第 34 条～第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u>  <u>(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>平成 28 年 6 月開催の第 80 回定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任に関する社外監査役 (社外監査役であった者を含む。)</u>と締結済の会社法第 427 条第 1 項の規定による責任限定契約については、なお同定時株主総会決議による変更前の定款第 37 条の定めるところによる。</p>